

(案)
委託契約書

委託業務の名称 公立大学法人福島県立医科大学附属病院医療費収納業務

委 託 期 間 自 令和 6 年 4 月 1 日
至 令和 7 年 3 月 31 日

委 託 料 金 円
(うち消費税及び地方消費税の額 金 円)

上記の委託業務について、公立大学法人福島県立医科大学（以下「甲」という。）と
以下「乙」という。）とは、次の条項により委託契約を締結する。

(委託業務)

第1条 甲は、甲の附属病院医療費収納業務（以下「委託業務」という。）を乙に委託する。

(委託業務の内容)

第2条 乙は、別紙「公立大学法人福島県立医科大学附属病院医療費収納業務仕様書」により委託業務を行うものとする。

(委託料の支払)

第3条 乙は、当該月の委託事業が完了し、甲の確認を受けた後、当該月の委託料の請求をするものとする。

2 委託料の月額は、別紙1「支払内訳書」のとおりとする。

3 甲は、乙に対して、原則として月末締めの翌月月末に委託料を支払うものとする。

(必要経費の負担)

第4条 甲は、乙が委託業務の実施に必要な光熱水費及び消耗品等に要する経費を負担するものとする。

2 甲は、乙が委託業務を実施するために必要と認める範囲の施設及び備品類を乙に無償で使用させるものとする。

(責任者の選任)

第5条 乙は、委託業務を円滑に遂行するため、責任者及び副責任者を定めてその業務の遂行の指導監督をさせなければならない。

(秘密の保持)

第6条 乙は、この契約により知り得た秘密を、第三者に漏らし、又は盗用してはならない。委託期間終了後及び契約解除後も同様とする。

(個人情報の保護)

第7条 乙は、委託業務を行うため個人情報を取り扱うに当たっては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

第8条 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったと

きは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、乙の判断によって臨機の措置をとらなければならない。この場合には措置後速やかに甲に報告するものとする。

2 前項の取扱いは、甲または第三者に不利益を与える事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときも同じとする。

(再委託の禁止)

第9条 乙は、業務の全部又は一部を、第三者に委託してはならない。

(損害賠償)

第10条 乙は、その責めに帰すべき事由により、委託業務の実施に関し、甲又は第三者に損害を与えたときは、直ちに甲に報告し、その損害を賠償しなければならない。

2 乙は、賠償責任保険に加入するものとし、保険契約を締結したときは、その証券の写しを直ちに甲に提出しなければならない。

(調査等)

第11条 甲は、必要があると認めたときは、乙に対し委託業務について報告を求め、又は調査し、業務の実施について必要な指示をすることができる。

(契約の変更)

第12条 業務の種類及び業務量に著しい変動が生じる場合には、事前に甲乙協議のうえ、契約の変更を行うことができるものとする。

(甲の解除権)

第13条 甲は、次のいずれかに該当するときは、この契約の全部または一部を解除することができる。

- (1) 乙がこの契約の条項に違反したとき。
- (2) 乙の委託業務の実施が著しく不適当であるとき。
- (3) 乙から、乙の都合により契約解除の申し出があったとき。
- (4) 乙が次のいずれかに該当するとき

ア 役員等（契約の相手方が個人である場合にはその者を、契約の相手方が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 契約の相手方が、アからオまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、契約権者が契約の相手方に対して当該契約の解除を求め、契約の相手方がこれに従わなかつたとき。

2 乙が暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者若しくは社会的非難関係者（福島県暴力団排除条例施行規則（平成23年福島県公安委員会規則第5号）第4条各号に該当する者）に契約代金債権を譲渡したとき。

3 乙は、前項第3号により契約を解除しようとするときは、その3ヶ月前に甲に対してその旨を通知しなくてはならない。

4 甲は、第1項により契約を解除したときは、業務完了部分について検査し、完了を確認した部分に相当する委託料を乙に支払わなければならない。

（契約が解除された場合等の違約金）

第14条 次の各号のいずれかに該当する場合においては、違約金として契約金額または契約の解除部分相当額の10分の1の額を、甲の指定する期間内に甲に支払わなければならない。ただし、天災地変、不可抗力等乙の責めに帰すことのできない事由による解除の場合は、この限りではない。

（1）前条第1項によりこの契約の全部または一部を解除された場合。

（2）乙がその債務の履行を拒否し、又は、乙の責めに帰すべき事由によって乙の債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第二号に該当する場合とみなす。

（1）乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

（2）乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

（3）乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

（乙の解除権）

第15条 乙は、甲がこの契約に違反し、その違反によって委託業務を継続し、又は、完了することができなくなったときは、契約を解除することができる。

2 前項の場合において、乙が損害を受けたときは、甲に賠償を求めることができる。

（談合による損害賠償）

第16条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、第13条に規定する契約の解除をするか否かを問わず、賠償金として、契約金額の10分の2に相当する額を請求し、乙はこれを納付しなければならない。ただし、第1号又は第2号のうち命令の対象となる行為が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第2条第9項の規定に基づく不公正な取引方法（昭和57年6月18日付け公正取引委員会告示第15号）第6項で規定する不当廉売に当たる場合その他甲が特に認め

る場合はこの限りでない。

- (1) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして、独占禁止法第49条に規定する排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
- (2) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして、独占禁止法第62条第1項に規定する課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
- (3) 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）に対し、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。

2 前項の規定は、この契約の履行が完了した後においても適用するものとする。なお、甲が受けた損害額が前項の規定により計算した賠償金の額を超える場合において、甲は、その超過分に対して賠償を請求することができるものとし、乙はこれに応じなければならない。

（違約金等の相殺）

第17条 この契約に基づく違約金又は賠償金として、甲が乙から徴収すべき金額があるときは、甲はこれを甲の検査に合格した既納部分の代金と相殺し、なお不足を生ずるときは更に追徴することができる。

2 甲は、この契約に基づき甲が乙に対して有する遅延利息、違約金及び賠償金にかかる債権につき、その保全上必要があるときは、乙に対し、その業務若しくは資産の状況について質問し、帳簿書類その他の物件を調査し、または参考となるべき報告若しくは資料の提出を求めることができる。

3 甲は、乙が前項の規定に違反して、質問に対する応答、報告等をせず、若しくは虚偽の応答、報告等をし、または調査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときは、当該債権の全部または一部について、履行期限を繰り上げることができる。

（契約外の事項）

第18条 この契約に定めのない事項及びこの契約に定める事項に関する疑義については必要に応じて、甲、乙協議して定めるものとする。

（紛争解決の方法）

第19条 前条の規定による協議が整わない場合、この契約に関する一切の紛争に関しては、甲の所在地を管轄とする裁判所を管轄裁判所とする。

（特約事項）

第20条 乙は、乙の責任において次の各項目ごとに該当する職員を業務に従事させることとする。

- (1) 本院に出入する者
法令で定める健康診断を受診した結果、異常のないことを確認した者
- (2) 患者と直接接觸するあるいは頻繁に病棟に出入する者
ア 麻疹、水痘、風疹、流行性耳下腺炎の罹患歴、ワクチン接種歴を確認した者
イ 流行時期前においてはインフルエンザワクチンを接種した者
- (3) 患者の血液や体液に汚染されたものに触れる、あるいは医療機器等を取り扱う業務に従事する者
B型肝炎ワクチンを接種した者

（事故発生時の対応手順）

第21条 本件委託業務に関する事故発生時の対応手順については、別紙2のとおりとす

る。

上記の契約の証として本書 2 通を作り、当事者記名押印のうえ、各自 1 通を保有する。

令和 6 年 4 月 1 日

甲 福島市光が丘 1 番地
公立大学法人福島県立医科大学
理事長 竹之下 誠一

乙

別紙1

支 払 内 訳 書

令和 6 年 4 月	金	円	
	(うち消費税及び地方消費税の額)	金	円)
令和 6 年 5 月	金	円	
	(うち消費税及び地方消費税の額)	金	円)
令和 6 年 6 月	金	円	
	(うち消費税及び地方消費税の額)	金	円)
令和 6 年 7 月	金	円	
	(うち消費税及び地方消費税の額)	金	円)
令和 6 年 8 月	金	円	
	(うち消費税及び地方消費税の額)	金	円)
令和 6 年 9 月	金	円	
	(うち消費税及び地方消費税の額)	金	円)
令和 6 年 10 月	金	円	
	(うち消費税及び地方消費税の額)	金	円)
令和 6 年 11 月	金	円	
	(うち消費税及び地方消費税の額)	金	円)
令和 6 年 12 月	金	円	
	(うち消費税及び地方消費税の額)	金	円)
令和 7 年 1 月	金	円	
	(うち消費税及び地方消費税の額)	金	円)
令和 7 年 2 月	金	円	
	(うち消費税及び地方消費税の額)	金	円)
令和 7 年 3 月	金	円	
	(うち消費税及び地方消費税の額)	金	円)